広島女学院大学協力会修学援助費 施行細目

1 支援の要件

広島女学院大学協力会就学援助費規程第3条(3)に規定する「その他、上記に類するもの」とは、学費支弁者の重度後遺障害、倒産による解雇、破産、病気等、予測できないような事情により家計急変がおこり、授業料納付が困難となったことが認められた場合をいう。

2 申請時期

随時必要が生じた時。

3 審査・決定

学生課に提出された書類を、出願資格および出願要件の審査の上、学生課長が申請者と面談を行い、 支給の適否ならびに支給額について支給審査員会に諮り、審査内容をただちに協力会会長に報告し、 協力会会長が決定する。

4 通知

原則として、申請日より1か月以内に採否を申請者に通知するものとする。

5 提出書類

- (1) 提出書類
 - ①広島女学院大学協力会修学援助費申請書
 - ②事情を示す書類
- (2) 事情を示す書類について

申請にあたっては必ず事前に学生課に問い合わせること。